保護者の皆様へ

大山崎町役場福祉課

京都府「まん延防止等重点措置」等に伴う保育所等の対応について

平素は、町保育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、1月27日(木)に京都府が「まん延防止等重点措置」の措置 区域に指定されたこと、また、町内の保育所等で職員及び児童に感染者が発生するなど、感染が拡大している ことを受け、保育体制の確保と更なる感染拡大防止に向け、町内の保育所等における対応について下記の通り お知らせいたします。保護者の皆様におかれましては、ご不便をおかけしますが、趣旨をご理解いただき、ご 協力をお願い申し上げます。

記

1. 可能な範囲でのご家庭での保育のお願い

感染者及び濃厚接触者の急増により、保育士等の自宅待機などが必要なケースも急増しており、一部では保育士の体制確保が厳しい状況も生じています。保育所等では、引き続き、感染拡大防止策の徹底を行いつつ、保育の機能を維持していますが、児童の安全・安心の確保と更なる感染拡大の防止、保育体制確保のために、保護者が仕事を休まれる等でご家庭での保育が可能な方については、可能な範囲でのご家庭での保育にご協力をお願いすることといたします。現時点においては、期間を令和4年2月19日(土)までとします。

2 保育料等の取扱い

ご家庭での保育にご協力いただいた場合の保育料等は、日割り計算を行います。 日割り計算の対象期間は、 令和4年1月29日から2月19日までとします。なお、1月分の保育料等の引き落としはすでに処理が済んでいるため、払い過ぎになった保育料等については、2月以降の保育料等に充当する予定です。2月分については、2月28日には引き落としはせず、保育料等の金額が決定後、3月分とまとめての引き落としとなりますので、ご了承願います。なお、ご家庭での保育にご協力いただける日(登園しない日)をできるだけ事前に保育所等にお知らせいただくようお願いいたします。

- ※新型コロナウイルス感染症の影響で休園やクラス閉鎖となる場合(当該保育所等での陽性者の確認等により 登園自粛を要請された場合を含む)は、上記期間外でも従来通り日割り計算を行います。
- ※給食費等については園によって状況が異なるため、各園にご確認ください。

3 その他のお願い

- ■登園前にお子様、ご家族の検温をお願いします。お子様・ご家族に体調不良が見られた場合には、お子様はお休みの上、体調不良の方は早めに医療機関を受診してください。また、ご家庭での感染症対策(手洗い、うがい、咳エチケットなど)の徹底をお願いいたします。
- ■お子様が感染症の濃厚接触者となったときや、お子様・同居のご家族がPCR検査等を受けることとなった場合は速やかに在籍の保育所等にご連絡ください。また、陰性・陽性の結果や医療機関等からの指示内容についてもご連絡ください。